

6月1日(木)～7日(水)は水道週間です

# 「水道水 安心・安全 これからも」



安心で安全な水道水は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な資源です。

6月1日(木)～7日(水)の水道週間に合わせて、市の水道水供給の取り組みを紹介します。

詳しくは、■上下水道局(☎2504)へ。

## 安心で安全な水を供給するために

市は、安心で安全な水を供給するために、51項目の水質検査により、徹底した水質管理を行っています。また、水道水の中の放射性物質の測定を定期的に実施し、測定結果を市ホームページに掲載しています。その他、配水管の洗浄を計画的に行っています。道路には、数多くの給配水管が埋設されています。老朽化による漏水を防ぐため、市は、定期的に管の布設替えを行っています。

道路上の漏水は、大きな事故の原因となりますので、漏水を見かけた場合は、少量でも上下水道局へ連絡してください。

## 給水管や蛇口などの修繕は誰が行うの？

一般家庭の場合、配水管から水道メーター(使用量を計るもの)までの修繕は、市が行います。一方、水道メーターから住宅側にある給水管や蛇口など、給水装置の改造や修繕の費用は、個人負担となります。水道メーターは、市が水道を使用している皆さんに貸している物ですので、日頃の管理は皆さんに行ってください。

## 水道メーターの交換費用は？

計量法に定められた有効期間の8年が経過する水道メーターは、「委託者証」を携帯した市の委託業者が無料で交換を行います。交換の際は、事前に交換時期をお知らせしますので、ご協力をお願いします。

## 給水装置工事は指定工事業者で

次の工事を行う場合は、必ず市指定給水装置工事業者へ依頼してください。指定業者以外に依頼したり、自分で工事を行うことは、市の条例違反となります。▽給水装置の新設  
▽給水装置の改造・修理・撤去  
▽水道メーターの口径変更

## 水道メーターの検針にご協力を

検針は、2カ月に1度、1日から13日の間に実施します。正確に能率よく検針ができるよう、次のことにご協力をお願いします。▽増改築などで水道メーターが屋内や床下にならないようにしてください

## 給水栓パッキンの無料配布

水道週間に合わせて、給水栓パッキンの無料配布を行います。

とき 6月1日(木)～7日(水)午前9時～午後5時

ところ ■業務課および各行政センター

配布数 水道使用契約者1人に対し2個まで ※数に限りがあります ※水栓の種類によっては使用できない場合があります

## 次の場合は事前に上下水道局へ連絡を

- ▽水道使用の開始・休止
- ▽水道のある家屋を取り壊す
- ▽長い間、水道を使わない
- ▽使用者や所有者の変更
- ▽料金振替口座の変更・解約
- ▽料金請求先の変更



▽メーター収納箱の上に車や物を置かないでください  
▽メーター収納箱の中は、いつもきれいにしてください  
▽犬は、出入り口やメーター収納箱から離してつないでください